

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	19,205百万円
R 2	12,923百万円
R 3	34,356百万円
R 4	45,965百万円
R 5	45,507百万円
R 6	58,665百万円
R 7	376,697百万円
R 8	288,397百万円
R 9	127,351百万円
R 1 0	152,182百万円
R 1 1	397,529百万円
R 1 2	19,381百万円
R 1 3	18,773百万円
R 1 4	22,378百万円
R 1 5	20,850百万円
R 1 6	11,289百万円
R 1 7	14,604百万円
R 1 8	21,535百万円
R 1 9	16,499百万円
R 2 0	24,283百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。